

別紙3

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
処分又は再生に伴って生じた 廃棄物又は再生品の種類		
発生量 (t/月又はm ³ /月)		
処理方法又は利用方法	自己処理	(処分場所)
	委託処理	(処分業者名)
		(所在地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 中間処理又は売却の場合は、具体的な方法	

- 備考 1 処分又は再生後の廃棄物又は再生品の種類ごとに記載すること。
- 2 廃棄物として処分を委託する場合は、委託契約書（新規に届出する場合を除く。）及び許可証の写しを添付すること。
- 3 有価物として売却する場合は、伝票等売却していることがわかるものを添付すること（新規に届出する場合を除く。）。